○関東地方整備局告示第三百二十八号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第十条第一項の規定に基づき、同法第九条第一項に規定する水域を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第七百八十三号）で定めた水域内において、捨て、又は放置してはならないものを次のとおり定めるので、同法第十条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十日　関東地方整備局長　菊川　滋

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第十条第一項に規定する国土交通大臣が指定するものを定める告示

物件
船舶、土石、いかだ、竹木及び車両並びに特定離島港湾施設の存する港湾の利用又は保全に支障を与える程度においてこれらに類するもの

○関東地方整備局告示第三百二十九号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令（平成二十二年政令第百五十七号）第二条の規定に基づき、同条の廃物を次のとおり定める。

平成二十二年八月十日　関東地方整備局長　菊川　滋

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令第二条の廃物を指定する告示

廃物	
南鳥島	汚物（ごみ、燃えがら、汚泥及び糞尿）、汚水、廃油、廃液、鉱さい、廃木、土砂及び残さい並びにこれらに類するもの

○関東地方整備局告示第三百三十号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（平成二十二年省令第三十五号）第三条の規定に基づき、国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を次のとおり定める。

平成二十二年八月十日　関東地方整備局長　菊川　滋

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則第三条に規定する国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料を定める告示

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項に規定する水域を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第七百八十三号）で定めた水域において、国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表のとおりとする。

別表

一　占用料

占用区分	単位	金額
起重機、船舶の係留等のための占用	一平方メートル当たり月額	十円
上空の占用又は地下埋設物設置のための占用	同右	五円

備考

1　ガス管、ケーブル水道管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これにより難いときは、延長一メートルにつき一平方メートルを占用するものとみなす。

2　占用面積が一平方メートル未満であるとき、又は占用面積に一平方メートル未満の端数があるときのその面積又は端数は、一平方メートルに切り上げて計算する。

3　一件の料金が百円未満のものについては、百円を徴収する。

4　占用の開始の日の属する月から占用の終了の日の属する月までの月数を占用期間とみなして計算する。ただし、その総日数が三十日を超えないものは、一月とみなして計算する。

二　土砂採取料

採取物区分	単位	金額
砂利又は砂	一立方メートルにつき	百五十円
玉石	同右	二百二十円
泥土	同右	八十五円

備考

1　玉石は、直径十二センチメートル以上のものとする。

2　採取容積が一立方メートル未満のとき、又は採取容積に一立方メートル未満の端数があるときのその容積又は端数は、一立方メートルに切り上げて計算する。

○関東地方整備局告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二百三十号線

三　事業施行期間　自平成二十二年八月十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都練馬区大泉学園町四丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目及び大泉三丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　調布都市計画道路事業三・四・二十六号多摩川三鷹線

三　事業施行期間　自平成二十二年八月十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都調布市布田二丁目、調布ヶ丘二丁目、国領町一丁目及び八雲台一丁目地内

使用の部分　なし